

2021年10月20日

各 位

住信SBIネット銀行株式会社

**「WealthNavi for 住信 SBI ネット銀行」預り残高 500 億円突破のお知らせ**

住信 SBI ネット銀行株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長（CEO）：円山法昭、以下「住信 SBI ネット銀行」という）は、2021 年 10 月 12 日時点において、「WealthNavi for 住信 SBI ネット銀行」の預り残高が 500 億円を突破いたしました。

住信 SBI ネット銀行は、2017 年 2 月 28 日よりウェルスナビ株式会社（東京都渋谷区、代表取締役：柴山和久）の提供する「WealthNavi for 住信 SBI ネット銀行」の登録金融機関業務を行ってきました。

「貯蓄から投資へ」の流れが加速するなか、自動で資産運用を任せることができるサービスとして大変ご好評をいただき、多くのお客さまにご利用いただいております。

<ご注意事項>

【「WealthNavi for 住信 SBI ネット銀行」について】

・ 住信 SBI ネット銀行は、登録金融機関業務において、お客さまとウェルスナビ株式会社との間で締結する投資一任契約の締結の媒介及び投資一任契約に基づく取引のために必要な口座の開設の媒介を行います。

・ 海外 ETF へ投資を行いますので、金融サービス取引市場の相場の変動、為替相場の変動等により預り資産の時価評価額は大きく変動する可能性があります。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。運用による損益はすべてお客さまに帰属します。

・ 一連のサービスに対し、投資一任報酬をご負担いただきます。投資一任報酬額は預り資産の時価評価額に応じ計算されるため、事前に金額または上限を提示することができません。ご負担いただく投資一任報酬等及びリスク情報につきましてはウェルスナビ株式会社が交付する契約締結前交付書面をご覧ください。

・ 「WealthNavi for 住信 SBI ネット銀行」に基づく投資一任契約は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。

・ ウェルスナビ株式会社は、法令に従い、お客さまの資産と当社の資産を明確に区別する分別管理を行っております。ウェルスナビ株式会社の破たんの場合でも、お客さまの資産は全額返還されます。また、万が一分別管理に不備があった場合でも、返還できないお客さまの資産について日本投資者保護基金が 1,000 万円まで補償を行います。詳しくはウェルスナビ株式会社までお問い合わせください。

【商号等】

住信 SBI ネット銀行株式会社

登録金融機関 関東財務局長（登金）第 636 号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

ウェルスナビ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2884 号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人日本資金決済業協会

住信 SBI ネット銀行は、お客さま中心主義のもと最先端のテクノロジーを活用することで金融サービスを変革し、社会をより快適で便利なものに変えていくことを目指してまいります。

以上